

第 35 回民間資金等活用事業推進委員会（概要）

日 時：平成 26 年 6 月 2 日（月）15:00～16:35

会 場：中央合同庁舎第 4 号館 2 階第 3 特別会議室

出席者：石原委員長、宮本委員長代理、伊藤委員、小幡委員、佐藤委員、谷口委員、根本委員、柳川委員、赤羽専門委員、浅野専門委員、石川専門委員、石田（直）専門委員、江口専門委員、河端専門委員、小島専門委員、財間専門委員、廻専門委員

内閣府：梅溪内閣府審議官、羽深政策統括官、持永審議官、井上参事官、國松企画官、山田企画官、真弓参事官補佐、小林参事官補佐

議事概要：

1. VFM・リスク分担WGの検討状況について

○事務局から資料 1 に基づいて説明。主要な意見は下記のとおり。

（D 委員）VFM については、従前はマネーの計測が中心でバリューの計測が不十分であったと認識しており、サービス購入型事業に限らずほかの事業についてもバリューの計測について今後検討していきたい。

2. モニタリング・事業促進WGの検討状況について

○事務局から資料 2 に基づいて説明。主要な意見は下記のとおり。

（H 委員）モニタリングについては、VFM・リスク分担WG と連携しつつ、よりよいサービスの提供をしっかりとモニタリングし、事業者にインセンティブを付与できるような仕組みを引き続き検討したい。事業促進については、サービス購入型と独立採算型でのニュアンスの違いを踏まえつつ、加点評価など事業促進につながるポイントを議論していきたい。

（B 委員）抽象的なレベルであれば PFI 事業のモニタリングを公表しているケースも少なからずあると思うが、モニタリングの精度と国民に対する情報公開の程度が課題ではないか。

（宮本委員長代理）施設管理者のモニタリングも重要であるが、事業に融資を行う金融機関のモニタリングも重要。WG でも何らかの機会に議論すべき。

また PFI 事業のベストプラクティスについては、内閣府の HP にリンクを貼る等、案件をたどれるような工夫をして欲しい。

→（事務局）当室で作成している「PPP/PFI 事業 事例集」において、地方公共団体と相談しつつ、協力をいただけることとなった事例から URL

を掲載しているところであり、今後もこうした取組を推進していきたい。

3. 報告事項

○事務局から報告資料1～7に基づいて説明。

主要な意見は下記のとおり。

（C委員） 手続簡易化マニュアルについて、今後の具体的なフォローアップの計画はあるか。

→（事務局） 現時点では未定であるが、地方公共団体からの問い合わせ状況等を踏まえつつ、何らかのフォローを検討してまいりたい。

（N専門委員） 今回案件形成支援の対象として選定した事業について、手続簡易化マニュアルを活用して事業期間を短縮する題材になり得る事業はあるか。

→（事務局） 性質上、サービス購入型事業に留まらない事業が支援の中心となるため難しい面があるが、事業によっては一定程度定型的業務を有する事業もある可能性があるため検討の余地はあるのではないかと考えている。

（P専門委員） 目標に掲げている公共施設等運営事業19件については、具体的な積み上げがあるのか。

→（事務局） 具体的な積み上げはなく、目標値である。

（I専門委員） 26年度～28年度の3年間の前倒し目標を達成した後は何を行う予定か。また道路については愛知県の有料道路を念頭に置いているのだろうが、その他の道路については公共施設等運営事業の計画はないのか。

→（事務局） まずは26年度～28年度の3年間での前倒し目標の達成に全力をあげ、2年や2年半後位に目標の出口が見えてきた段階で、数値の設定も含めて考え直すことになるかと考えている。また道路については、愛知県以外については現段階で確定した議論があるわけではない。

（O専門委員） 公共施設等運営事業については地方公共団体の首長への働きかけが有効である。またその際の職員の派遣制度については現場レベルで課題になるかと思われる。

→（事務局） 地方公共団体の首長については、会議等を活用して直接メリットを説明していきたい。また公務員の派遣制度については、現行の地方公務員法の枠組みの中で弾力性を有した形での出向が可能であると解釈されており、産業競争力会議での有識者の指摘事項等も踏まえて通知やガイドラインの改正等の手段で解釈の明確化を行い、地方公共団体に周知してまいりたい。

以上

（速報のため事後修正の可能性があります）

[問合せ先]
内閣府 民間資金等活用事業推進室
TEL. 03-3581-1810